

障害者雇用セミナー

～雇用の進め方とポイント～

参加
無料

令和7年

1月30日(木)

10:00～11:40

(定員:20事業所 程度)

(会場)

ハローワーク下関
2F会議室

障害者雇用の流れ、障害者のための仕事の見つけ方、障害の特性、定着についてのポイントを、実例をまじえて説明します！
(詳細は裏面へ！)

ハロワくん



障害者雇用について、こんなお悩みありませんか？

- 障害者を雇用したいけれど、従事できる仕事（業務）がない
- 障害者雇用って何から始めたらいいの？
- 障害者を雇用する流れが分からない
- 障害の種類と特性について知りたい
- 定着のためのポイントは？
- いつ支援機関を利用すればいいの？
- 障害者を雇用すると助成金がある？
- 法定雇用率の引き上げとは？



お申し込み方法

令和7年1月22日(水)までに、下記内容にご留意のうえ、電子メール【hwevent-35020@mhlw.go.jp】にてお申し込みください。

※メールの件名は「障害者雇用セミナー参加希望」とご入力ください。

※メール文に「事業所名」「電話番号」「参加希望者の役職名・氏名」を必ずご入力ください。

※原則、1事業所2名様までとなります（調整する場合あり）。

※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

※ご希望に添えない場合は、その旨をご連絡いたします。

お問い合わせ

ハローワーク下関

☎083-222-4031(32#) 山下、坂本



セミナーの詳細

- 10:00～ 障害者の求職状況等について
法定雇用率・助成金制度について
- 10:15～ 障害者雇用の流れ<全体>
- 10:20～ テーマ①
障害者に合う仕事の見つけ方
- 10:50～ テーマ②
障害特性の種類、定着について
- 11:30～ 質疑・応答
- 11:40 終了

お気軽に
ご参加ください!



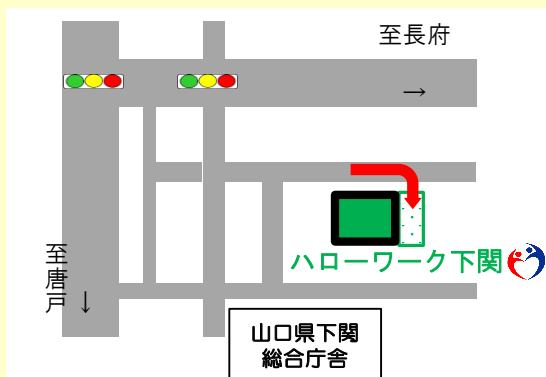
★令和6年4月以降、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。

※短時間労働者は原則0.5人としてカウントする。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

★令和7年4月以降、特定業種の除外率も引き下げられます。

現在除外率が設定されている業種について、各業種ごとにそれぞれ10ポイント除外率が引き下げられます。



【会場について】

- ハローワーク下関
〒751-0823 下関市貴船町3-4-1
- 駐車台数に限りがございますので、当日はできるだけ公共交通機関をご利用ください。

